

(第十一資料)

## 奉願口上書

羽林浦百姓

國

藏

右之もの先年高松浦ノ入作御願申上候節造作仕候居家  
へ其修住居仕度奉願候 右願之通被為仰付被下候  
ハ>難有仕合可奉存候 依奉願候延如件  
安政二卯年六月廿二日

進上

役人印

(二〇九項あります)

## 佐伯市文化財指定

佐伯市文化財調査委員 羽柴 弘

佐伯市は去る一月一日付で、はじめて文化財の指定を行つた。連れませながら結構なことである。文化財調査委員の一人とて委嘱をうけている私は珍しい。なぜかならもう数年前から調査し、その指定方を希望して答申しつづけているからである。

まず今回指定された物件を並べて見よう。

| 佐伯市指定文化財一覽表 |          | 佐伯市教育委員会        |
|-------------|----------|-----------------|
| 文化財の名稱      | 所在の場所    | 所有者             |
| 石燈          | 大字堅田 西野五 | 備考              |
| 庚申塔         | 西野五      | 天正四年(西元一五七六年)建立 |

| 文化財の名稱  | 所在力場所   | 所有者    | 備考               |
|---------|---------|--------|------------------|
| 掃描文壺形土器 | 鶴岡・白陽五  | 苦宮八幡社  | 弥生時代             |
| 東島古墳石棺  | 大八島荒綱代五 | 荒綱代五   | 古墳時代             |
| 矢野龍溪書   | 井山手五    | 佐伯市    | 天明元年(西元一七八一年)書   |
| 御城下明綱図繪 | 市教委事務局  | 市教育委員会 | 明治四十五年(西元一九一九年)繪 |

この表を御覧になつて「そんまつのであつたのか」、と不思議に思われるであらうが、これはこれでよいんだと思う。然しあつてが外れだ感はないがどうか。例えは佐伯市のシンボルである城山山頂の城趾石垣と、表看板の三の丸の黒門を、養賢寺の裏の毛利家の墓所と、岡谷の招魂所と、堅田西野のお塔さん、大越長顯原の供養塔をへまだまだあるが、こんなのが何故あつかつたか。それらにはいふく急に出来ない事情がある。

佐伯文庫本といふまことに貴重な本が、市内に古毛利家の倉庫に眠つてゐる。これを火災から守らなくてはならない。文化財保護行政から見れば、佐伯市にある重要な文化財であるが、指定する以前の焦眉の急務である。

これを火災から護るということは、これには佐伯市が毛利家と交渉して早急に手を打つことが必要である。

文化財保護のことが世を風靡して十数年、それで前後一々市町村はその條例をつくり、南部ではその指定を本町村が先頭をきり、弥生町や直川町がこれを追ひ、そしてやつと、やつと佐伯市がスタートした。追いつけ追い越せといふ言葉はあるが、それはどうでもよい。數を並べるのではなくて、急がねばならぬは何であるかを吟味して、佐伯市は佐伯市のペースで、そのコースのピッチをあげよべきである。

私は強く言い走り。それは「指定」の上下三字を加えて、「第一次」という三字を。

(おわり)